

16 松財第 000532 号
平成 28 年 10 月 21 日

各部課（室、局）長

総 務 部 長

平成 29 年度予算編成について

このことについて、別紙「平成 29 年度の予算編成について」のとおり予算の編成方針を定めたので、主管の長は、かかる予算編成方針に基づき、必要な書類を作成し、指定する期日までに財務課長を経て提出するよう、市長の命により通知する。

平成 29 年度の予算編成について

9 月調査の日銀短観では大企業・製造業では業況判断が横ばい、大企業・非製造業では小幅で悪化している。製造業では熊本地震の影響収束などにより改善し、円高に歯止めがかかり悪化が避けられた模様、非製造業では天候要因による来店客数の減や、インバウンド需用の一服感もあり、消費関連での業況判断が悪化した。

消費税増税を 2019 年 10 月に先送りする発表とともに 6 月 1 日に発表された「骨太方針 2016」には同時に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」、「日本再興戦略 2016」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」、「規制改革実施計画」の 4 つの政策文書のエッセンスを盛り込み、それまでと比べ経済方面から、より市民生活に近い、格差是正や適正配分をより重視する政策提言にシフトしていると言える。これらの政策は、基礎自治体である市町村ではより直接的な影響を受けるとも言え、今後の国の動向についてこれまでより深く注視していく必要がある。

平成 32 年度（2020 年）における国・地方のプライマリーバランスの黒字化実現等に向け地方に対し、一般財源の総額について、平成 30 年度まで、平成 27 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保しつつ、地方交付税では先進的な事例を基準とするトップランナー方式の段階的な導入や、新地方公会計制度による決算指標の見える化などを通じ従来、わが国で低かった生産性向上への取り組みを進めてきている。

本市の収入見込みは財政の根幹を成す市税収入額は全体では若干の減となり、全国的な企業収益の増加傾向を踏まえ法人市民税については増となっているものの、個人市民税においては就業形態の変化もあり、減となっている。

また、地方交付税の合併算定替が終了し、平成 27 年度より激変緩和措置により 5 年間で 10 億円程度縮減され、平成 29 年度は 3 年目のため縮減幅も更に大きくなると推計している。

平成 29 年度当初予算として 2 点の新たな財政措置を設けている。

第一に現在、新たな総合計画を策定しているところであり、新規事業や既存事業の拡充を目的に、スピード感をもって計画を推進していくために「総合計画推進特別枠」を設けている。

第二に、合併特例債の適用期限が平成 31 年に迫る中、既存の投資的事業のうち大規模かつ、事業年度が長期に渡るものについては特別に「大規模継続事業枠」として別途財政措置を講じ、事業停滞を招かない体制を講じている。

今後、鎌田中学校校舎改築事業や、北部学校給食センター建設などの大型事業が本格的に稼働し、また、国民健康保険事業、介護保険事業への繰出金の増加、公共下水道事業会計への補助費等の増などの問題が山積するなか硬直化を避けつつ、次世代に持続可能な方策を見出しついかねばならない。

以上を踏まえ、本市行財政を担う者として基本的な役割をしっかりと見据え、「健全な財政の範囲内で次世代への投資を行う」べく、平成 29 年度予算編成に当たっては、下記の事項に留意しつつ臨んでいただきたい。

記

1. 基本的事項

(1) 必ず一年間の歳入・歳出を網羅した年間総合予算として、優先順位を十分に精査するとともに、事業の効果的な執行に関わる広報関係費・旅費等を含め、遺漏のないよう要求すること。したがって、予算の補正については、制度改正、災害復旧費、義務費の不足等、特に緊要となった経費の支出等にかかるもの

を除き、原則行わないものとする。

(2) 組織機構改革が予定されている場合、歳入については説明レベル、歳出については要求事業レベルが新しい課単位で区分できるよう整理するとともに、歳出においては、それらができるだけ款項目の「目」でまとまるように設定すること。

(3) 歳入については、できる限り特定財源の確保を図ること。また、自主財源の確保に努め、特に、収入未済額については、早期にその実態を把握したうえで解消に努め、不納欠損が生じることのないよう所要の処分等を実施すること。

(4) 事務・事業に関して現在策定中の「松阪市行財政改革推進方針」では「誰のため、何のため」といった視点をもって「税を投入すべきサービス」を見極め、「選択と集中」を行っていくことにより、限りある資源を効率的、効果的に活用し、持続可能な市政運営を実現させることとしている。これを目指し、事務・事業の成果を適切に評価する定量的な指標を設定し、継続的に成果と課題を検証できる PDCA サイクルを確立させるよう事業を組み立てること。

(5) 重要施策については、現在策定中の新しい「総合計画（松阪市総合計画「住みやすさ進行中！バージョンアップ松阪）」、「実施計画（平成 29 年度）」を踏まえ、関係部局等と十分な調整を行ったうえで、予算要求すること。

(6) 新規事業の導入、既存重点事業の拡充等については、原則として各部局等における事務事業の総点検等により財源を捻出することとする（スクラップ・フォー・ビルドの原則）。

ただし、実施計画（平成 29 年度）に計上の総合計画推進特別枠については配分枠とは別枠で検討する。

(7) 国・県・市・民間の事業主体及び経費負担の区分については、法令等に準拠して明確にし、適正化に努めること。

(8) 工事等において、予算要求部局で執行することができず、他の部局へ執行依頼を予定しているものについては、執行依頼先と充分協議を行ったうえで要求すること。

また、予算計上も含んで実施となる環境整備事業などは事業実施先の枠内での実施となるため、相互に情報共有、方針決定をしたうえで予算要求を行うこと。

(9) 議会及び監査委員の指摘事項については、その内容を精査検討し、予算に反映させること。

(10) 行政事業の総点検において設定された指標や、事業仕分けで判定された事業については、それぞれの指標に対する進捗状況を把握のうえ、ロードマップに基づき、指標達成を視野に入れたうえで要求等すること。

(11) 事業の実施方法において、現在策定中の「松阪市行財政改革推進方針」に基づき、市民が参加し、誇りと愛着を持てるような、あるいは、自主性、自律性を発揮できるような工夫を凝らすこと。

(12) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（いわゆる「障害者優先調達推進法」）が施行されている。本市においても「松阪市障がい者就労施設等優先調達方針」が制定されている。物品等の調達に当たっては、公平性・競争性に留意しつつ、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めること。

(13) 今後の国、県の動向については大きな変化が予想される場所であるが、当面は、現在判明している範囲での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、その動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

特に、県においては例年になく厳しさを以て予算編成にあたる情報（28 年比 45%の予算が見直し対象、当分の間、政策的経費、投資的経費も削減対象とする等）が寄せられていることから情報収集には余念の無いよう対応すること。

(14)複合機の統合に伴う取扱いについて、昨年度、予算計上が漏れた所属においては計上を忘れないよう注意すること。28年度使用実績を踏まえたうえで算定すること。

(15)非常勤職員使用の庁内ネットワーク利用パソコンの取扱いについて、平成27年度までは各所属において調達する場合もあったが、平成28年度よりセキュリティ問題もあることから情報企画課からの貸与にて対応することとなった。よって上記内容のパソコンについて新規調達をすることのないようにすること。

(16)公共施設マネジメントに関する事業として、施設の集約化・複合化、転用、除却については公共施設マネジメント基金を造成し、財源措置としているところである。該当する事業がある場合は事前協議期間中に事業の概要をもとに公共施設マネジメント推進室と協議のうえ、基金繰入金を計上すること。

2. 歳入に関する事項

(1) 分担金及び負担金

分担金の根拠は必ず条例に、負担金の根拠は必ず法令になければならず、ともに特定財源となるものである。このことから、「分担金及び負担金」の目・節区分は、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の根拠は必ず条例になければならず、原則として、占用料を除き、特定財源となるものである。このことから、「使用料及び手数料」の目・節区分も、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

(3) 国・県支出金

・国・県の区分に注意すること。すなわち、国庫支出金が県の歳入歳出予算に計上され、しかる後に本市に交付される場合は、県支出金として取り扱うこととなるものである。

・負担金・補助金・委託金の区分に注意すること。すなわち、負担金は地方財政法第10条、第10条の2、第10条の3に分類され、必ず個別法令に定められているほか、委託金は地方財政法第10条の4に例示され、補助金は地方財政法第16条に分類される奨励的・財政援助的性格を持つものである。

・いずれも、当該支出金の対象となる事務または事業に対する当該地方団体の支出を要件として、その財源の全部または一部として交付されるものであり、施越事業にかかるものを除き、特定財源である。このことから、国・県支出金の目・節区分も、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

・県が国庫負担金を受けて本市に県支出金を交付する場合に、法令の負担の根拠とは別に任意で単独補助をプラスするような場合は、当該単独補助分は、県負担金とは別に県補助金に区分して計上すべきものである。

・特に補助金については、必要度・緊急度を充分検討するとともに、単年度及び将来の一般財源負担等も考慮しつつ、国県補助金の適切な確保に努めること。また、国・県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率等の状況に充分留意すること。

・平成29年度の補助要望を行う場合は、必ず財務課長等との事前協議のうえ、合議すること。

・各府省等の概算要求において、補助金等総額の削減がなされているものについて、その動向に留意し、充分把握しておくこと。なお、地方の事務事業として同化または定着したということから国庫補助制度として廃止され、普通交付税の基準財政需要額に算入される場合はともかく、単に国・県の側の事情によって廃止または縮減されたものについては、事業そのものを廃止または縮減することとし、一般財源への振替えは行わないものとする。また、補助率が引き下げられたもので地方団体が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、地方団体の負担が任意のものについて

ては、国・県負担減に対する一般財源の継ぎ足しはしないものとする。

(4) 繰入金

充当可能な基金の活用に努めること。特に、指定寄附基金に積み立てた寄附金は、寄附者の意向に沿うよう早期に繰り入れること。

(5) 市債

起債の意義を充分理解し、市債充当事業の厳正な選択を行うこと。すなわち、例えば義務教育施設のように将来長い間にわたって効果を生ずるものがあるが、そのような施設を建設するのに、現在の住民だけが一切の負担を負うのは不合理であるから、あえて将来の住民にも負担させるような方法で財源調達をしようとするものであり、経費負担公平の原則から起こすものである。予算計上にあたっては、設計書等により、起債対象経費を明確に示したうえで要求すること。

3. 歳出に関する事項

(1) 人件費

各種委員等の報酬については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の整備も合わせて、計上すること。

(2) 扶助費

市単独の扶助費では、事業を行うことによって住民の間の所得再配分を行うこととなるが、そのことが住民の多くから許容されるだけの必要性、緊要性があるか、社会経済情勢の変化から見て、現在においても必要な施策か、その施策を行っていることが、かえって個人や家庭の向上意欲を失わせたり、地域社会における互助や連帯の気運を醸成していくうえでの障害となっていないか、といった点に留意し、計上すること。

(3) 賃金及び賃金共済費

業務内容、人員などを精査し、職員課と充分協議のうえ、計上すること。賃金を支給される職員については、一定期間を定めて雇用される臨時的な勤務態様であり、長期間継続するようなことなく、業務量の変化等に対応できるようにすることが肝要である。職員課に非常勤職員雇用計画書を提出する際には、過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図ること。

全体掲示板掲示の「平成 29 年度非常勤職員任用計画のヒアリングについて」中の注意事項を確認のうえ予算計上を行うこと（特に本ヒアリングと予算査定の関係についての項）。

(4) 旅費

・費用弁償とは、職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、支給対象は概ね「節 1 報酬」の受給者の範囲と一致し、役務の対価ではなく、実費弁償の性格を持つものである。議会の議員に対する実費の弁償その他講師等の招聘に係る旅行の旅費である。

・普通旅費とは、具体的な事業の目的に必要とされる旅費ではなく、通常の業務によるものとする。

・特別旅費とは、普通旅費に該当しないおおむね特定の事務事業の執行に伴う旅費をいい、ほとんどのものがこれに該当するものと思われる。

(5) 燃料費、光熱水費

・料金改定への対応に留意するとともに、エコフィスアクションプログラムまつさかの取組み（冷暖房設

備の運転時間は執務時間内とし、昼休みは運転を停止する。また、エアコンのある部屋・施設は、夏 28℃、冬 20℃を目安に運転管理を行う等）に基づいた平成 28 年度実績または平成 29 年度使用見込量を基準に見積もること。特に電気使用量においては、震災後の節電対応を前提に積算すること。

- ・車両関連のガソリン代等については、財務課の通知（全体掲示板）に基づき計上すること。

(6) 修繕料 or 工事請負費

・施設修繕については個別施設計画に計上された修繕内容について必要なものを予算計上することとする。未計上のものについては個別施設計画を見直したうえで計上すること。ただし、小規模修繕等の範囲内のものや、個別施設計画と小事業が一对一で対応しないものについては予算要求をまとめて計上することとし、個別施設計画への計上を条件としないこととする（できる限り個別施設計画への計上が望ましい）。また、修繕による効果（耐用年数の長期化、耐震性の向上等）、必然性（法定の整備内容であれば条文等）について説明ができるよう資料を準備しておくこと。

- ・修繕を行わないことにより使用年数が短縮されるようであれば、積極的に行うべきである。各施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、修繕計画を作成したうえで緊急性・必要性等が高いものから実施する等、計画的・効率的な対応を図ること。

- ・土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費で契約によるものが工事請負費、備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないものが修繕料とされている。

- ・工事請負費か修繕料かは、資産の形成（耐用年数の延長含む。）か否かで区分する。

(7) 委託料

測量・設計・計画策定等業務ノウハウの蓄積・継承のために、安易な外注・業務委託を見直すこと。必要な場合は、委託すべき業務の内容・範囲等を細部まで精査し、その必要性、委託の範囲（何を委託するか）、委託の理由（なぜ職員ではできない、あるいは、すべきでないか）及び費用対効果を明確にしたうえで要求すること。

(8) 備品購入費 or 消耗品費

備品とは「その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものであり取得時の単品での取得価格（取得価格がないものにあつては評価価格）が 1 万円以上のもの」等である（松阪市物品管理規則第 3 条第 1 項第 1 号）ので、かかるもので単品での予定価格が 1 万円以上のものについては、備品購入費で要求すること（入札等の結果、1 万円未満になれば、必要に応じ流用し、消耗品費で執行すること）。なお、学校その他の教育機関の用に供する物品については、「松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程」に拠ること。また、原則として、使用に耐えない買換え備品のみ要求すること。

- ・後日備品に関する規定として「備品・消耗品の判断基準について」を全体掲示板に掲載予定ですので必ず確認をすること。

(9) 負担金、補助及び交付金

- ・負担金とは、一般的には法令または契約に基づいて、国または地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。このほか、本市が構成または加入している各種団体に対する会費等や講習会の受講料も負担金に区分される。各種団体への負担金について、決算における繰越金が多額に出ているものは縮減を図ること。

- ・一部事務組合等の負担金（建設事業に係るものを含む。）についても、当然のものとしてその額を受け止めるのではなく、能動的に組合等の運営に参画し、本来の組合等設立の趣旨でもある効率的な運営を行い、負担金の軽減に努めること。

- ・補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場

合に限り、対価なくして支出するものである（地方自治法第 232 条の 2）。この「公益上必要がある場合」の公益とは、社会的見地からケースバイケースで認定するべきで、その認定権者は市長及び議会であるが、その認定として全くの自由裁量行為ではないので、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（昭 28.6.29 行実）。また、憲法第 89 条により、公金支出として「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に支出することは禁止されているので注意すること。

・交付金とは、法令等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定または私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。例としては、都道府県が市町村に対して交付する利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等があり、市町村の事務で想定されるものはないと思われる。

・平成 22 年 11 月に定めた『補助金等に関する基本方針』に基づき、補助金等について、新規に計上及び変更するものは、交付要綱案と合わせて要求すること。

(10)繰出金

繰出金とは、一般会計と特別会計、企業会計または、特別会計相互間の予算の相互に充用するものである。繰出金は法令、通達等に基づく繰出基準により計上されるもの、本市特有の事情により繰り出すものがあるが、前者の法定繰出金についてはその根拠となる法令、通知等を明確にし、算出根拠を明示すること。後者の法定外繰出金についてはその繰出金の算出根拠、並びに経緯、必要性について説明できる資料を準備すること。

4. 債務負担行為

実施等が決定しているもので、積算が可能であれば、当初予算で計上すること。また、債務負担行為に基づく執行力は、当該債務負担行為設定年度に限られ、年度経過後に当初の債務負担行為に基づき変更契約を締結することはできないので、その場合は増額分及びその期間に係る新たな債務負担行為を設定すること。

5. 特別会計

特別会計については、法令上特に定めのあるものを除き、財源不足額を一般会計の繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡維持を基本方針とし、上記一般会計の考え方に準じて見積もること。

6. その他

予算要求基準、予算見積書の積算等注意点、ヒアリング時の注意点、財務会計システム入力についての注意点は、別紙<1><2>を参照のこと。また、特定の歳入歳出科目の積算は、別添のテンプレートを使用すること。

7. 予算編成の日程及び提出する様式等

(1) ヒアリング等日程について（予定）

財務課長による事前協議・一次事業の事前審査：平成 28 年 10 月 21 日（金）～12 月 9 日（金）

総務部長ヒアリング（一次・二次事業）：平成 28 年 12 月 12 日（月）～27 日（火）

市長・副市長ヒアリング（二次事業）：平成 29 年 1 月 10 日（月）～24 日（火）

(2) 提出書類について（①～⑦ごとに綴じ、①～⑥、⑪、⑫は各 11 部、⑦、⑨、⑩は各 1 部）

※提出期限までに提出するもの

- ① 当初歳入予算要求書
- ② 当初歳出予算要求書 一次
- ③ 当初歳出予算要求書 二次
- ④ 継続費見積書
- ⑤ 債務負担行為見積書【新規分】
- ⑥ 政策・事業等説明資料【新規事業のみ】
- ⑦ 補助金交付要綱案【新規・変更のみ】
- ⑧債務負担行為見積書【継続分】※データで提出
- ⑨行政事業の総点検シート（財政部局の意見を付し、返却したものに対し、平成 29 年度当初予算について、検討、反映した内容を記述したうえで提出）
- ⑩新規事業指標設定シート（⑨がない平成 28 年度、29 年度新規事業について提出）
- ⑪平成 29 年度当初予算等に係る課題・懸案事項
- ⑫前年度から変更になった内容等で特に市長に報告すべき案件

※①・②・③の様式は、財務会計システムによる。④・⑤・⑥・⑧の様式は、グループウェア共通文書フォルダに掲載の様式とする。

※⑤・⑧債務負担行為見積書の作成にあたっては、必ず共通文書フォルダ内の記入例を参照すること。

※⑥政策・事業等説明資料は、議会基本条例第 9 条第 2 項に係る説明資料で、議案とともに提出されることがある。従前の「新規事業の概要」に代わるものなので、作成上注意すること。

※⑧については、ファイル名「〇〇課 債務負担行為継続分」として、回覧板で提出すること。

※⑨、⑩についてはデータも財務課回覧まで提出すること。

※⑪、⑫については提出期限終了後も該当する案件が発生した場合は逐次提出すること。

(3) 提出期限 → 平成 28 年 11 月 25 日(金) 午後 3 時 厳守

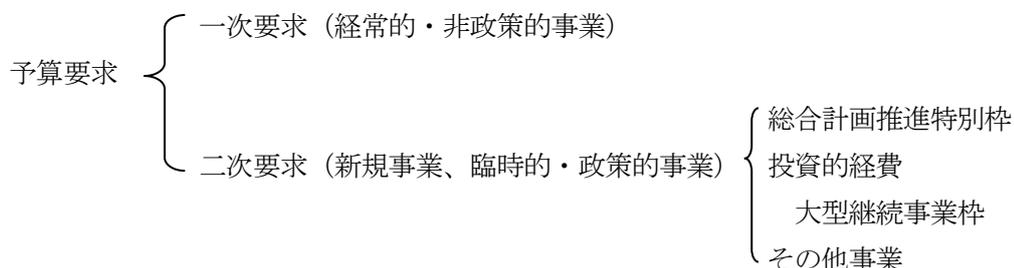
(4) 提出先 財務課財政係

予算要求基準

別途通知する「各部局への一般財源配分額」以内で見積もること。なお、経費区分ごとの要求基準は、下表を目安とする。

経費区分	要求基準
人件費・公債費	所要額【配分しない】
扶助費	予算編成方針に則った所要額【配分しない】
積立金	所要額【配分しない】
繰出金・一組分担金等	予算編成方針に則った所要額【配分しない】
投資的経費	平成 28 年度当初予算の所要一般財源の範囲内、又は平成 29 年度実施計画要望額の一般財源、いずれかのうち少ない方の額の範囲内
投資的経費における大型継続事業枠	投資的経費における大型継続事業の平成 28 年度当初予算所要一般財源からの増額分【配分しない】ただし、実施計画要望額の一般財源を上限とする。
その他の経費	平成 28 年度当初予算の所要一般財源の 98%（1,000 万円未満の部局は 100%）
総合計画推進特別枠	平成 29 年度総合計画推進特別枠 継続事業の場合、平成 28 年度当初予算所要一般財源からの増額分に限定【配分しない】

予算要求の分類



- 一次要求【財務課長事前審査対象、総務部長ヒアリング対象】
 - ・一般事務費・施設維持管理費等の経常的事業のほか、非政策的な事業
- 二次要求【総務部長ヒアリング対象、市長・副市長ヒアリング対象】

政策的事業

 - ・新規事業
 - ・市独自の事業（市単扶助費など）
 - ・建築物等にかかる大規模な修繕
 - ・経常的な経費にあつて、制度改正など事業内容が大幅に変更になるもの
 - ・政策的要素の高いもの等

総合計画推進特別枠

- ・総合計画において総合計画推進特別枠として認められた事業（配分せず超過分を別途査定）

投資的経費

- ・普通建設事業（建設補助金、県施行負担金を含む）、災害復旧事業
- ・1件100万円以上の備品購入
- ・**大型継続事業枠**（投資的事業のうち継続して実施される大規模事業（配分せず超過分を別途査定））